

「平成 25 年度財政的援助団体等の監査結果」

に基づき講じた措置

閲覧用 個表

【出資(出捐)団体】

○地方独立行政法人三重県立総合医療センター	1
○社会福祉法人三重県厚生事業団	3
○公益財団法人三重こどもわかもの育成財団	4
○公益財団法人三重県文化振興事業団	6
○公益財団法人三重県国際交流財団	7
○公益財団法人三重県農林水産支援センター	8
○三重県土地開発公社	10
○三重県道路公社	12
○公益財団法人三重県下水道公社	13

【公の施設管理団体】

○一般社団法人三重県聴覚障害者協会	14
○アクティオ株式会社	16
○一般財団法人三重県交通安全協会	17
○特定非営利活動法人三重県自然環境保全センター	18
○株式会社スコルチャ三重	19
○公益社団法人地域医療振興協会	20

【補助金等交付団体】

○社会福祉法人邦栄会	22
○一般社団法人桑名医師会	22
○社会福祉法人恩賜財団済生会明和病院	23
○社会福祉法人里山学院	24
○学校法人享栄学園	25
○学校法人高田学苑	25
○三重県農業会議	26
○伊賀市農業再生協議会	27
○伊賀市鳥獣害対策協議会	28
○三重県職業能力開発協会	29
○キクカワエンタープライズ株式会社	30
○「美し国おこし・三重」実行委員会	30

平成 26 年 9 月

三重県監査委員事務局

監査結果に基づき講じた措置〔出資（出捐）関係〕

部局名	健康福祉部	団体名	地方独立行政法人三重県立総合医療センター				
補助金等名	小児・周産期医療提供事業費補助金、小児・周産期医療施設設備整備事業補助金、地方独立行政法人三重県立総合医療センター運営費負担金、病院整備事業貸付金、医療機器整備事業貸付金						
監査結果及び意見							
<p>(1) 団体は、知事が定めた5年間の中期目標を達成するための中期計画及び毎事業年度の年度計画を定めて業務を運営しているところであり、概ね中期計画どおりに進んでいると認められるが、平成24年度年度計画で定めた指標のうち、患者満足度など目標未達成の項目も見受けられる。引き続き、中期目標に定められた政策医療等を確実に実施するとともに、医療の質の一層の向上及び経営基盤の強化を図るため、中期計画及び年度計画で定めた目標が達成できるよう努められたい。</p> <p>また、病院の自主性・自立性の向上や意思決定の迅速化及び病院運営の柔軟化など法人化のメリットを最大限生かすことにより、引き続き医療サービスの充実や財務体質の安定化に努められたい。</p> <p>(2) 医業収益に係る過年度の収入未済額が平成24年度末現在64,697,557円(対前年度比74.1%)あり、前年度と比べて22,605,656円減少しているものの、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p>(3) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>○実績報告書に必要な書類の一部が添付されていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容	補助金等事務	○実績報告書に必要な書類の一部が添付されていなかった。
項目	内容						
補助金等事務	○実績報告書に必要な書類の一部が添付されていなかった。						
所管部局に対する意見							
<p>(4) 団体の業務実績については、地方独立行政法人法に基づき、知事の附属機関として設置された地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会において毎年度評価を受け、必要に応じて改善勧告が行われることとなっている。</p> <p>平成24年度の業務実績に対して評価委員会は「中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」と評価しているところであるが、引き続き達成に向けた取組への支援を行われたい。</p> <p>(5) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p> <p>(6) 交付要領等で特段の定めがないにもかかわらず、交付決定前の事業着手を認めていたので、事前着手を認める補助対象を規定することや交付決定時期を早めることを検討されたい。</p> <p>(7) 三重県補助金等交付規則において、申請の取下げ期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。</p> <p>(8) 補助事業等状況報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。</p>							

講じた措置

〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕

(1) 平成 24 年度の年度計画で定めた指標のうち、目標未達成の項目である患者満足度については、平素から、患者のご意見である「みなさまの声」を院内で共有し、関係部署に対して改善を促すなどの取組を行っています。また、化学療法患者数や経皮的冠動脈形成術及び冠動脈バイパス手術件数については、個々の患者の状況等を十分考慮して、より最適な治療を行うための手法の一つとして十分検討するなどの取組を行いました。

なお、平成 25 年度実績については、経常収支比率は前年度を上回る数値で 100%以上を達成しました。しかしながら、目標達成率は向上したものの、目標に達成しなかった項目については、今後も、中期計画及び年度計画で定めた目標が達成できるよう、院内の各部門が連携し、全職員一丸となって、不断の改善に取り組んでいきます。

また、引き続き、医療環境の変化に応じた効果的・効率的な業務運営を行い、収益の確保と費用の節減に取り組むことで経常収支比率 100%以上を達成し、その維持に努めていきます。

(2) 平成 25 年度末現在の医業収益に係る過年度の収入未済額は 47,103 千円(対前年度比 72.8%)で、平成 25 年度も減少しました。今後も引き続き、電話や手紙、居宅訪問による未収金の回収に加え、弁護士事務所への回収委託などにより、収入未済額を減少させていくとともに、患者情報の迅速な把握や院内での情報共有等により、発生防止にも努めてまいります。

(3)

項 目	対 応 状 況
補助金等事務	○ 改めて職員に対して、ご指摘のありました補助金実績報告書の添付書類を再確認し、必要書類を添付するよう改善しました。会計規程や関係規則・要領等を遵守し、適正な事務処理を行うよう注意喚起を行うとともに、以降は遺漏のないように取り組んでいます。

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

(4) 救急医療や災害医療など政策医療の提供に必要な経費として、運営費負担金を交付するなどの支援を行いました。

今後も地方独立行政法人三重県立総合医療センターの自主性・自律性を尊重しつつ、運営状況を随時把握し、中期計画の達成に向けた適正な業務運営が確保されるよう必要な支援を行っていきます。

(5) 団体の会計事務等について、適正な処理を行うよう指導しました。

(6) 事前着手を認める補助対象について、補助金交付要領において適正に決めました。また、今後は、できるだけ交付決定を早くするよう努めます。

(7) 申請の取下げ期限について、補助金交付要領において決めました。今後、事業の実施に際し補助事業者に明示します。

(8) 補助事業等状況報告書に添付すべき書類について、補助金交付要領において決めました。今後、事業の実施に際し補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導します。

部局名	健康福祉部	団体名	社会福祉法人三重県厚生事業団
公の施設名	三重県身体障害者総合福祉センター		
補助金等名	いなば園自立経営基盤整備負担金		
監査結果及び意見			
<p>(1) 公の施設管理については、施設の利活用を促進するため、成果目標を設定して業務を行っている。成果目標のうち施設入所支援稼働率については、高次脳機能障がい者への専門的訓練や自動車訓練等を実施し、高い稼働率を維持しているところであるが、関係機関への訪問による広報活動等を実施することにより、目標達成に努められたい。</p>			
所管部局に対する意見			
<p>(2) 公の施設管理については、成果目標を設定して業務を行っているが、4項目中1項目（施設入所支援稼働率）で目標を下回っているため、目標が達成できるよう指導・助言等を行われたい。</p>			
講じた措置			
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 施設入所支援稼働率の向上に向け、高次脳機能障がい者への訓練や自動車訓練などの専門的・特徴的な訓練や更新したパンフレットを活用した関係機関への広報活動を実施することにより、平成25年度の施設入所支援稼働率は平成24年度と同水準となりました。</p> <p>今後は、新たに就労に向けたパソコン資格取得支援等の訓練プログラムを実施するなど専門的・特徴的な訓練を充実するとともに、引き続き、関係機関への訪問による広報活動を実施します。また、センターの関係部門の職員による入所率アップ会議において、施設入所支援稼働率の向上に向けた取組を継続的に検討します。</p>			
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 成果目標のうち未達成であった施設入所支援稼働率の向上のため、利用者に応じたきめ細かな訓練プログラムの提供や関係機関への継続的な広報活動の実施について助言した結果、平成25年度の施設入所支援稼働率は91%となり、高い稼働率を維持できましたが、成果目標は未達成となりました。</p> <p>引き続き、センターの関係部門職員による情報共有や施設入所支援稼働率の向上に向けた検討を継続的に実施し、個々の利用者に応じたきめ細かなサービスを提供するとともに継続的な広報活動を実施するよう求めています。</p>			

部局名	健康福祉部	団体名	公益財団法人三重こどもわかもの育成財団						
公の施設名	みえこどもの城								
監査結果及び意見									
<p>(1) 公の施設管理については、施設の利活用を促進するため、年間総利用者数、移動児童館の実施回数等の 25 項目の成果目標を定めている。</p> <p>年間総利用者数、利用者の満足度等については目標を達成しているが、レストハウスの利用者数等の 8 項目で目標を下回っているため、レストハウスの利活用の促進や企画内容の充実等により、目標達成に努められたい。</p> <p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度協定書の成果目標値</td> <td>○年度協定書に定める成果目標値について、一部記入誤りがあった。</td> </tr> <tr> <td>事業報告書</td> <td>○基本協定書に定める事業報告書について、期限内に提出されていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	年度協定書の成果目標値	○年度協定書に定める成果目標値について、一部記入誤りがあった。	事業報告書	○基本協定書に定める事業報告書について、期限内に提出されていなかった。
項 目	内 容								
年度協定書の成果目標値	○年度協定書に定める成果目標値について、一部記入誤りがあった。								
事業報告書	○基本協定書に定める事業報告書について、期限内に提出されていなかった。								
所管部局に対する意見									
<p>(3) 公の施設管理については、成果目標を設定して業務を行っているが、レストハウスの利用者数等の 8 項目で目標を下回っているため、目標が達成できるよう指導・助言等を行われたい。</p> <p>また、年度協定書に定める成果目標値について、一部記入誤りがあったので、適正な内容で締結されたい。</p> <p>(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>									
講じた措置									
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 平成 25 年度は、年間総利用者数、利用者の満足度等については目標を達成しましたが、依然、レストハウスの利用者数等の 7 項目で目標を下回りましたので、これら目標未達成の項目については、新たな企画内容を加えたり、内容を充実することなどにより、目標を達成できるよう努めます。</p> <p>(2)</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>対 応 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度協定書の成果目標値</td> <td>○ 平成 25 年度及び平成 26 年度の年度協定書においては、成果目標値に記入誤りはなく、適正に処理しました。今後も適切に処理します。</td> </tr> <tr> <td>事業報告書</td> <td>○ 基本協定書に基づく平成 25 年度指定管理者業務報告書を平成 26 年 4 月 30 日に提出するなど、協定書に定める業務報告書を作成し、期限までに提出しました。今後、基本協定書に基づき、適切に処理します。</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	対 応 状 況	年度協定書の成果目標値	○ 平成 25 年度及び平成 26 年度の年度協定書においては、成果目標値に記入誤りはなく、適正に処理しました。今後も適切に処理します。	事業報告書	○ 基本協定書に基づく平成 25 年度指定管理者業務報告書を平成 26 年 4 月 30 日に提出するなど、協定書に定める業務報告書を作成し、期限までに提出しました。今後、基本協定書に基づき、適切に処理します。
項 目	対 応 状 況								
年度協定書の成果目標値	○ 平成 25 年度及び平成 26 年度の年度協定書においては、成果目標値に記入誤りはなく、適正に処理しました。今後も適切に処理します。								
事業報告書	○ 基本協定書に基づく平成 25 年度指定管理者業務報告書を平成 26 年 4 月 30 日に提出するなど、協定書に定める業務報告書を作成し、期限までに提出しました。今後、基本協定書に基づき、適切に処理します。								

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

(3) レストハウスの利用者数等の成果目標について目標が達成できるよう指導・助言を行っていきます。

また、年度協定書について適正な内容で締結するよう事務処理を行っていきます。

(4) 適正な事務処理を行うよう指導し、平成 25 年度事業報告書については期限までに提出されました。

部局名	環境生活部	団体名	公益財団法人三重県文化振興事業団
公の施設名	三重県総合文化センター		
監査結果及び意見			
<p>(1) 東日本大震災後の電気・ガス料金の高騰による光熱費の増加等により、平成 24 年度は 24,314 千円の経常損失が発生し、前年度に引き続き赤字となっており、赤字額も拡大している。 保有資産の状況等から直ちに事業遂行に支障を来たすことはないと考えられるものの、施設利用収入など事業部門での収入確保や管理部門での経費削減など、赤字の解消に向けて、今後も引き続き経営改善に取り組まれない。</p> <p>(2) 総合文化センターについては、新博物館の開館に伴い、今まで以上に多くの来館者が見込まれる。 このため、公共交通機関利用の呼びかけや円滑な駐車等のための臨時的な警備員配置などの対策を強化するとともに、新博物館と連携して、混雑が予測される日の把握や情報共有を行うなど、来館者の利便性確保に努められたい。</p>			
所管部局に対する意見			
<p>(3) 団体においては、光熱費の増加等により、平成 24 年度は 24,314 千円の経常損失が発生し、前年度に引き続き赤字となっており、赤字額も拡大している。 保有資産の状況等から直ちに事業遂行に支障を来たすことはないと考えられるものの、赤字の解消に向けて、今後も引き続き経営改善に取り組むよう、指導・助言等を行われたい。</p> <p>(4) 総合文化センターについては、新博物館の開館に伴い、今まで以上に多くの来館者が見込まれるため、関係課及び団体と連携し、来館者の利便性確保に努められたい。</p>			
講じた措置			
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 平成 25 年度の事業計画において、全職員が率先してコスト削減に取り組むことを明記し、支出面では、ガス使用量の抑制、優先順位を付けた物品等の発注や、施設設備の維持管理に係る委託契約の見直しを行うなど、経費削減に取り組みました。 また、収入面では、新たな貸出施設を設置するほか、国等の助成金の活用や収益性の高い事業を実施するなど、収益確保に取り組みました。 その結果、平成 25 年度決算は 31,620 千円の経常黒字となりました。</p> <p>(2) 総合文化センターでは、総合博物館（M i e M u）の平成 26 年 4 月 19 日開館に合わせて、案内性を高めるためのきめ細やかなサイン表示の改修工事を行うなど、来館者の利便性の確保に努めています。 また、来館者の増加については、公共交通機関の利用の呼びかけや、津警察署との協議による渋滞緩和策、総合博物館との定期的な連絡会議等による混雑時の臨時警備の充実など、来館者の利便性を高める取組を引き続き実施していきます。</p>			
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(3) 団体においては、平成 25 年度は、支出面ではガス使用量の抑制、施設設備の維持管理に係る経費等の削減を行い、収入面では助成金の活用等の収益確保に努めた結果、平成 25 年度決算は 31,620 千円の経常黒字となりましたが、光熱費の高騰や消費税率の引き上げに伴う歳出増加が予想されることから、引き続き経営改善に取り組むよう指導、助言等を行っていきます。</p> <p>(4) 総合文化センターにおいては、総合博物館の開館に伴う来館者の増加等に対応するため、総合博物館、図書館等の関係機関と毎月定期的に連絡会議を開催し、イベント情報の共有や諸課題に関し話し合いを行っていますが、来館者の利便性の向上が図られるよう、指導、助言等を行っていきます。</p>			

部局名	環境生活部	団体名	公益財団法人三重県国際交流財団				
監査結果及び意見							
<p>(1) 中期計画（平成 24 年度から概ね 5 年間）において、基本目標指標や事業計画及び経営計画に係る目標が設定されている。</p> <p>しかしながら、平成 24 年度の実績が目標ごとに整理して把握されていなかったため、今後は各年度において、目標ごとに実績を把握するとともに、当該実績の評価や検証等を行うことにより、5 年後の目標達成に向けて取り組まれない。</p> <p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務諸表</td> <td>○一部の収益及び費用について、発生した事業年度において計上されていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	財務諸表	○一部の収益及び費用について、発生した事業年度において計上されていなかった。
項 目	内 容						
財務諸表	○一部の収益及び費用について、発生した事業年度において計上されていなかった。						
所管部局に対する意見							
<p>(3) 団体において、中期計画の基本目標指標や事業計画及び経営計画に係る目標について、目標ごとに整理して把握されていなかったため、今後は各年度において、目標ごとに実績を把握するとともに、当該実績の評価や検証等を行うことにより、5 年後の目標達成に向けて取り組むよう、指導・助言等を行われたい。</p> <p>(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 新しい中期計画で定めている 4 つの基本目標指標及び基本計画の 10 指標ごとに平成 25 年度実績を整理し、進捗状況をふまえて検証・評価等を行い、今後の取組を確認しました。なお、検証・評価等の結果については、平成 26 年度第 1 回通常理事会及び第 1 回定時評議員会で報告を行いました。</p> <p>(2)</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>対 応 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務諸表</td> <td>○ ご指摘の国公債等に係る未収利息と消費税について、今後の事務処理を財団監事等と協議しました。その結果、平成 26 年度会計より発生した事業年度において計上することとなりました。</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	対 応 状 況	財務諸表	○ ご指摘の国公債等に係る未収利息と消費税について、今後の事務処理を財団監事等と協議しました。その結果、平成 26 年度会計より発生した事業年度において計上することとなりました。
項 目	対 応 状 況						
財務諸表	○ ご指摘の国公債等に係る未収利息と消費税について、今後の事務処理を財団監事等と協議しました。その結果、平成 26 年度会計より発生した事業年度において計上することとなりました。						
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(3) 中期計画の基本目標指標や事業計画及び経営計画に係る目標について、目標ごとに実績を把握するとともに、当該実績の評価や検証等を行うことについて、指導・助言等を行いました。</p> <p>(4) 団体の会計事務等について、より適切な事務処理が行われるよう指導等を行いました。</p>							

部局名	農林水産部	団体名	公益財団法人三重県農林水産支援センター
-----	-------	-----	---------------------

補助金等名	農地保有合理化促進事業費補助金、就農支援資金貸付金
-------	---------------------------

監査結果及び意見

(1) 第2期中期計画(平成22年度～平成26年度)に基づき、経営の根本的な改善に向けた取組が行われ、平成23年度は収支がほぼ均衡するところまで改善したものの、平成24年度は退職金の支出等に伴い、50,943千円の経常損失が発生しており、損益収支は赤字体質から脱却できない状況が続いている。

持続可能な運営を行うためには赤字決算とならないよう、収支均衡に努める必要があることから、引き続き収支両面から経営改善に努められたい。

(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容
財務諸表	<p>○農地保有合理化事業強化基金については、貸借対照表の正味財産の部における指定正味財産に計上されているが、このうち、国からの受入金148,000千円については返還が確定しているにもかかわらず、確定債務として負債の部に計上されていなかった。</p> <p>○債券に係る未収利息について、貸借対照表の資産及び正味財産増減計算書の経常収益に計上されていないものがあった。</p>
補助金等事務	○認定就農者に対する貸付金の収入未済があった。

※ 指定正味財産：用途の指定された正味財産（純資産）であり、法人の意思で用途を決めることができる一般正味財産と区分する必要がある。

※ 正味財産増減計算書：企業会計の損益計算書に該当するもので、貸借対照表と並んで法人の主要な財務諸表のひとつ。

所管部局に対する意見

(3) 団体においては、経営改善に向けた取組が行われ、平成23年度は収支がほぼ均衡するところまで改善したものの、平成24年度は50,943千円の経常損失が発生している。

持続可能な運営を行うため、収支両面から経営改善に努めるよう、引き続き指導・助言等を行われたい。

(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(5) 三重県補助金等交付規則において、交付申請書の提出期限及び申請の取下げ期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。

講じた措置

〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕

(1) 平成 25 年度の決算では、人件費の削減や経費の節減による経営改善等により収支は黒字決算となりました。今後も引き続き経営改善を図り、持続可能な運営を行うため、収支均衡に努めてまいります。

(2)

項 目	対 応 状 況
財務諸表	<p>○ 農地保有合理化事業強化基金のうち国からの受入金 148,000 千円の会計処理について、平成 22 年度において平成 25 年度中の返還が確定したことから貸借対照表の負債の部に振り替える必要がありましたが、会計処理の認識不足により計上誤りとなりました。</p> <p>なお、農地保有合理化事業強化基金の国からの受入金については、平成 26 年 3 月 19 日付けで返還処理を行いました。</p> <p>今後は、会計基準を遵守し、適正な会計処理に努めてまいります。</p> <p>○ 債券の未収利息については、未収利息に関する計算資料により、未収利息額が年間利息額に対して少額で、基金事業の実施に影響を及ぼさないことから重要性はなしと判断し、計上しませんでした。</p> <p>今後も未収利息に関する計算資料により重要性の有無を判断し、会計処理を行います。</p>
補助金等事務	<p>○ 就農支援資金貸付金の収入未済について、平成 24 年度末に 3 件、3,505 千円の未収があり、延滞債務者からの債権回収分として 585 千円回収しましたが、平成 25 年度末には 4 件 3,635 千円の未収となりました。今後は、債務者の経営状況等を把握し、文書通知、個別面談等を行うとともに法手続もふまえた債権回収を進め、収入未済の解消に努めます。</p> <p>また、今後、返済が到来する借受者に対しても県関係機関と連携し、経営状況を確認するなど、未収金の発生防止にも努めてまいります。</p>

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

(3) 平成 24 年度においては、退職者が例年と比較して多かったため、50,943 千円の経常損失が発生していますが、平成 25 年度においては黒字となりました。平成 26 年度は、引き続き、経営の改善に向けて指導・助言を行います。

(4) 会計事務処理について、その適正な処理を実施するよう指導を行いました。今後も引き続き適正な会計処理を行うよう指導・助言を行います。

(5) 交付申請書の提出期限は、担い手育成課関係補助金等交付要領において「別に定める」とし、事業の内示時に相手方に示すこととしました。

また、申請の取下げ期限は、同要領において決めました。

部局名	県土整備部	団体名	三重県土地開発公社						
補助金等名	三重県県土整備部公共事業用地等先行取得資金貸付金、三重県土地開発基金（ニューファクトリーひさい工業団地）、三重県土地開発基金（国道1号桑名東部拡幅）								
監査結果及び意見									
<p>(1) 用地取得業務については、平成24年度は総事業費の約4割を代行買収制度により実施しているところであるが、将来的な用地取得業務の全面受託に向けて、引き続き人材育成や効率的な組織体制の整備等に取り組まれない。</p> <p>※ 代行買収制度：「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、土地開発公社が県に代わり、用地調査や地権者との用地交渉、売買契約、支払業務等、一連の用地取得業務を行う制度。 平成10年度から行われている一部委託では、用地交渉が主な業務となっているが、代行買収制度では、土地収用法に係る業務、事業損失に係る業務、借地契約、過年度未登記など、県でしか行うことができない業務以外の一連の用地取得業務を行うものである。</p> <p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務諸表</td> <td>○貸借対照表において、固定負債に計上されている長期借入金のうち1年以内に返済期限が到来するものについては、固定負債と区別して流動負債に計上すべきところ、区別して計上されていなかった。</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td>○賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額を計上していなかった。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 引当金：現時点では確定していなくても、将来、発生する可能性が高く、かつ、その金額が合理的に見積もることができる場合、その支出や損失に備えて貸借対照表に計上しておくもの。</p>				項目	内 容	財務諸表	○貸借対照表において、固定負債に計上されている長期借入金のうち1年以内に返済期限が到来するものについては、固定負債と区別して流動負債に計上すべきところ、区別して計上されていなかった。	賞与引当金	○賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額を計上していなかった。
項目	内 容								
財務諸表	○貸借対照表において、固定負債に計上されている長期借入金のうち1年以内に返済期限が到来するものについては、固定負債と区別して流動負債に計上すべきところ、区別して計上されていなかった。								
賞与引当金	○賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額を計上していなかった。								
所管部局に対する意見									
<p>(3) 用地取得業務については、団体への将来的な全面委託に向けた取組が進められているところであるが、県及び団体における効率的な組織体制の整備など、全面委託への課題解決に向けて、引き続き団体と連携して取り組まれない。</p> <p>(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>									
講じた措置									
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 用地取得業務の全面受託に向けて、これまでに代行買収の試行実施や、限られた資源で効率的に業務を行うための支所体制整備を行ってきました。また、職員の能力向上のため、派遣研修や内部研修の充実に努めました。 平成26年度は、用地測量及び用地調査の業務受託を試行拡大し、課題解決のための検討を行っています。また、受託体制の強化のため、新たに職員を採用しており、引き続き職員への研修を実施していきます。</p> <p>(2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対 応 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務諸表</td> <td>○ 平成25年度決算より、貸借対照表において、固定負債に計上されている長期借入金のうち1年以内に返済期限が到来するものについては、固定負債</td> </tr> </tbody> </table>				項目	対 応 状 況	財務諸表	○ 平成25年度決算より、貸借対照表において、固定負債に計上されている長期借入金のうち1年以内に返済期限が到来するものについては、固定負債		
項目	対 応 状 況								
財務諸表	○ 平成25年度決算より、貸借対照表において、固定負債に計上されている長期借入金のうち1年以内に返済期限が到来するものについては、固定負債								

	と区別して流動負債に計上しました。
賞与引当金	○ 平成 25 年度決算より、賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額を計上しました。
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(3) 用地取得業務の全面委託に向けて、平成 26 年度は次のとおり取組を行い、用地取得体制の整備について公社と協議を継続しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、公社の各々担うべき業務内容について、各建設事務所と公社支所（駐在）の業務分担の再整理を行うとともに、その内容をふまえ公社への委託契約書を締結しています。 ・ 用地測量や用地調査に係る公社委託の試行を拡大し、公社への業務ノウハウを提供するなど、公社の課題解決のための支援を行っています。 <p>(4) 公社の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項については、適正な処理を行うよう指導しました。</p>	

部局名	県土整備部	団体名	三重県道路公社
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項目	内 容		
財務諸表	○貸借対照表において、固定負債に計上されている長期借入金のうち1年以内に返済期限が到来するものについては、固定負債と区別して流動負債に計上すべきところ、区別して計上されていなかった。		
賞与引当金	○賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額を計上していなかった。		
※ 引当金：現時点では確定していなくても、将来、発生する可能性が高く、かつ、その金額が合理的に見積もることができる場合、その支出や損失に備えて貸借対照表に計上しておくもの。			
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項目	対 応 状 況		
財務諸表	○平成25年度決算より、貸借対照表において、固定負債に計上されている長期借入金のうち1年以内に返済期限が到来するものについては、固定負債と区別して流動負債に計上しました。		
賞与引当金	○平成25年度決算より、賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額を計上しました。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 公社の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項については、適正な処理を行うよう指導しました。			

部局名	県土整備部	団体名	公益財団法人三重県下水道公社
公の施設名	三重県流域下水道施設		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項目	内 容		
事業報告書	○基本協定書に定める事業報告書について、期限内に提出されていなかった。		
財務諸表	○平成 24 年度に使用した収入印紙について、正味財産増減計算書の経常費用として計上されていなかった。		
理事の変更登記	○理事の変更登記が、法律に定める期限内に行われていなかった。		
※ 正味財産増減計算書：企業会計の損益計算書に該当するもので、貸借対照表と並んで法人の主要な財務諸表のひとつ。			
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項目	対 応 状 況		
事業報告書	○ 平成 25 年度末に締結した新たな基本協定書（平成 26～30 年度）では、事業報告書の提出期限を毎事業年度終了後 3 月以内と決めました。今後、提出期限を順守いたします。		
財務諸表	○ 委託期間が次年度以降に係る契約で当該年度に使用した収入印紙について、平成 25 年度から当該年度決算における正味財産増減計算書の経常費用に計上しました。		
理事の変更登記	○ 役員等の変更登記に関しては、法律遵守を徹底し、平成 25 年度における理事及び評議員の変更に関しては、法律の期限内に変更登記を行いました。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 上記意見に係る下水道公社の事務処理については、適正に処理が行われるよう指導しました。引き続き下水道公社の事務が適正に処理されるよう指導、助言を行っていきます。			

監査結果に基づき講じた措置〔公の施設関係〕

部局名	健康福祉部	団体名	一般社団法人三重県聴覚障害者協会 (旧：社団法人三重県聴覚障害者協会)						
公の施設名	三重県聴覚障害者支援センター								
監査結果及び意見									
<p>(1) 業務計画に掲げた成果目標について、センター利用登録者数等、目標を下回っているものがあることから、市町の協力・連携のもと様々な機会・イベント等を利用して、業務内容のさらなる周知・普及啓発を図ることなどにより、目標が達成できるよう努められたい。</p> <p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度協定書等の成果目標値</td> <td>○年度協定書に定める年度ごとの成果目標値について、業務計画書及び業務報告書に記載したそれぞれの目標値と整合していなかった。 また、一部の目標値が年度協定書に記載されていなかった。</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>○宿泊費の上限を超えた実費を支払うなど、規程に基づく処理が行われていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項目	内 容	年度協定書等の成果目標値	○年度協定書に定める年度ごとの成果目標値について、業務計画書及び業務報告書に記載したそれぞれの目標値と整合していなかった。 また、一部の目標値が年度協定書に記載されていなかった。	旅費	○宿泊費の上限を超えた実費を支払うなど、規程に基づく処理が行われていなかった。
項目	内 容								
年度協定書等の成果目標値	○年度協定書に定める年度ごとの成果目標値について、業務計画書及び業務報告書に記載したそれぞれの目標値と整合していなかった。 また、一部の目標値が年度協定書に記載されていなかった。								
旅費	○宿泊費の上限を超えた実費を支払うなど、規程に基づく処理が行われていなかった。								
所管部局に対する意見									
<p>(3) 成果目標が達成できていない項目について、利用登録者数などの増加に向けて目標が達成できるよう指導・助言等を行われたい。 また、基本協定書で設定した成果目標に基づき、年度協定書においても年度ごとの目標値を設定しているが、業務計画書及び年度協定書に記載したそれぞれの目標値に不整合等があったので、県指導のもと双方が適正な目標値を認識したうえで協定を締結されたい。</p> <p>(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>									
講じた措置									
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 成果目標が未達成であった利用登録者数及び手話通訳者・要点筆記者の登録者数については、目標が達成できるよう県が行う市町担当者会議などにおいて、当センターの事業紹介を行うとともに、県民の日記念事業などの様々なイベントを通じて、直接、県民への声かけを行いました。 なお、この声かけで、老人性難聴者が、聴覚障がい者であることを認知・理解していないことがわかり、県内市町の福祉課や補聴器販売事業者、三重大学医学部附属病院及び三重病院（耳鼻咽喉科）に、当センターのパンフレットを配布し、PRの依頼をしました。今後とも、市町のみならず事業者にも啓発を行うとともに、イベントを利用した県民への声かけなどを行うことにより、目標が達成できるよう努めます。</p> <p>(2)</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対 応 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度協定書等の成果目標値</td> <td>○ 年度協定書に記載の目標数値については、協会と県が基本協定書及び業務計画書を確認しながら年度協定を締結することとしました。また、不整合となっている数値については、変更協定により上方修正のうえで協定を締結しました。</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>○ 三重県聴覚障害者協会の旅費規定を見直すとともに、新たな規定等に基づ</td> </tr> </tbody> </table>				項目	対 応 状 況	年度協定書等の成果目標値	○ 年度協定書に記載の目標数値については、協会と県が基本協定書及び業務計画書を確認しながら年度協定を締結することとしました。また、不整合となっている数値については、変更協定により上方修正のうえで協定を締結しました。	旅費	○ 三重県聴覚障害者協会の旅費規定を見直すとともに、新たな規定等に基づ
項目	対 応 状 況								
年度協定書等の成果目標値	○ 年度協定書に記載の目標数値については、協会と県が基本協定書及び業務計画書を確認しながら年度協定を締結することとしました。また、不整合となっている数値については、変更協定により上方修正のうえで協定を締結しました。								
旅費	○ 三重県聴覚障害者協会の旅費規定を見直すとともに、新たな規定等に基づ								

	く事務を行うこととしました。
--	----------------

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

(3) 登録者数は、三重県聴覚障害者協会の登録者数を上回っていますが、補聴器などを利用している老人性難聴者が、聴覚障がい者であることを認知・理解していないことが、イベント等での声かけでわかってきました。このため、難聴者・中途失聴者に対して障がいの理解促進のため、補聴器販売事業者に当センターのパンフレットを配布し、PRの依頼をしました。また、市町担当者会議などの様々な機会を活用し、啓発を継続していきます。

年度協定書に記載の目標数値については、県と協会の双方が基本協定書及び業務計画書を確認しながら年度協定を締結することとしました。また、四半期ごとの業務報告書についても、双方が業務計画書及び年度協定書を確認しながら報告を行い、検査することとしました。なお、年度協定書について、記載した数値を上方修正の変更協定を行いました。

(4) 指定管理者の旅費規定等が協会設立時から変更されておらず、現実と乖離していることから、三重県聴覚障害者協会の一般社団法人への移行に伴い、規定等を見直すよう促しました。

今後は、新たな規定に基づいた適正な支出事務が行われるよう指導を継続するとともに、四半期ごとの支出時に県が確認することとしました。

部局名	環境生活部	団体名	アクティオ株式会社
公の施設名	三重県環境学習情報センター		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項目	内 容		
業務計画書	○基本協定書に定める業務計画書について、期限内に提出されていなかった。		
管理備品	○管理備品の増減について、翌年度の年度協定書で確認されていなかった。		
所管部局に対する意見			
(2) 管理備品の増減があった際には団体から報告書を提出させているが、当該増減について翌年度の年度協定書で確認していなかった。今後は、基本協定書に基づき管理備品の増減結果が確認できるよう適正に年度協定を締結されたい。			
(3) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
(4) 所在不明の閲覧用図書について、団体から管理備品の減少の報告を受けているが、知事・出納局長への金品亡失報告書が提出されていなかったので、今後は適正な処理を行われたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項目	対 応 状 況		
業務計画書	○平成26年度業務計画書は、基本協定書に定める期限内の平成26年1月31日に提出しました。今後とも、基本協定書に基づき、書類の提出期限を遵守し、遅延のないようにします。		
管理備品	○平成26年度においては、平成26年度協定書に添付された管理備品台帳により、平成25年度の管理備品の増減を確認しました。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 平成26年度協定書の締結においては、平成25年度に団体から報告があった管理備品の増減を反映した管理備品台帳を年度協定書に添付し確認しました。今後とも、基本協定書に基づき、遺漏のないようにしていきます。			
(3) 指摘のあった会計事務処理上改善を要する事項について、適切な事務処理を行うよう指導したところ、団体では三重県環境学習情報センターに特化した経理規定を設け、平成25年12月17日から運用し、適切な事務処理に努めていることを確認しました。			
(4) 所在不明の閲覧用図書の金品亡失報告については、団体から提出された管理備品の減少の報告に基づき、平成26年2月に三重県知事あて金品亡失報告書を提出しました。今後も適正に処理していきます。 なお、これまでも団体では防犯カメラを設置するとともに巡回監視等により図書の紛失防止に努めていましたが、さらに対策を強化するよう協議・調整を行いました。			

部局名	環境生活部	団体名	一般財団法人三重県交通安全協会
公の施設名	三重県交通安全研修センター		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項目	内 容		
年度協定書等の成果目標値	○基本協定書及び年度協定書の成果目標について、誤った数値を記載していた。		
事業報告書等	○基本協定書に定める事業報告書について、成果目標に係る目標値、実績値及び達成率等を誤って記載していた。 ○基本協定書に定める事業報告書及び評価・報告書について、期限内に提出されていなかった。		
所管部局に対する意見			
(2) 基本協定書及び年度協定書の成果目標について、誤った数値を記載していたので、今後は、指標の内容を含め正確に目標・数値を設定し、適正な内容であることを十分に確認したうえで、協定を締結されたい。			
(3) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項目	対 応 状 況		
年度協定書等の成果目標値	○ 第4期(平成25年度～平成27年度)基本協定書と平成26年度協定書成果目標値は、十分に確認を行い、年度協定を締結しました。今後も誤りのないよう十分に確認をします。		
事業報告書等	○ 平成25年度事業報告については、適正に記載し、提出しました。今後は、正確・確実な数値等の記載を行い、誤りのないよう作成します。 ○ 平成25年度事業報告書及び評価・報告書については、期限内の平成26年4月21日付で報告しました。今後も必ず期限内に提出します。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 成果目標は、協定書の重要事項であり、あってはならない誤りです。今後は、二重、三重にチェックを行い、誤りのないよう確認し、協定を締結します。			
(3) 会計事務等について、事務処理上改善を要する事項については、適切な事務処理を行うよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう指導、助言等を行います。			

部局名	農林水産部	団体名	特定非営利活動法人三重県自然環境保全センター
公の施設名	三重県民の森		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項目	内 容		
業務計画書	○基本協定書に定める業務計画書について、期限内に提出されていなかった。		
現金払	○会計規則上、現金払となる経費については資金前渡の規定があり、その限度額はその都度必要な額とされているが、一定額を出金し、常時現金を手元において処理していた。		
収入伝票	○金銭収納手続において収入伝票を作成していなかった。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項目	対 応 状 況		
業務計画書	○平成25年度においては、基本協定書に定める期限内の平成26年1月31日に提出しました。今後とも基本協定書に基づき、適切に処理します。		
現金払	○一定額を出金し、常時現金を手元において処理できるよう、小口現金に関する項目を会計規則に追加しました。今後は、この改正した会計規則に基づき、適切に処理します。		
収入伝票	○平成25年度においては、会計規則に定めるように収入伝票を作成しました。今後とも会計規則に基づき、適切に処理します。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 会計事務等の事務処理上改善を要する事項については、適切な事務処理を行うよう指導しています。			

部局名	雇用経済部	団体名	株式会社スコルチャ三重
公の施設名	三重県営サンアリーナ		
監査結果及び意見			
<p>(1) 団体の積極的な運営・経営努力により、利用者数の増加や経費削減など指定管理者制度移行前と比べ成果が表われているが、業務計画に掲げた平均稼働率等の目標が達成されていない。 今後とも、新たなニーズの掘り起こしを含め、平日の稼働率向上に向けた利用促進のための営業活動に取り組むとともに、大型イベントの誘致や地域と連携した魅力ある自主事業の開催などを継続的に実施することにより、成果目標が達成できるよう努められたい。</p>			
所管部局に対する意見			
<p>(2) 成果目標が達成できていない項目について、稼働率や利用者数の向上に向けて目標が達成できるよう指導・助言等を行われたい。</p> <p>(3) 団体では施設の修繕業務について、少額のものを含め第三者に委託していたが、今後は総務部からの通知に基づき、軽微な修繕等については県の事前承認が不要となるよう、基本協定書を変更するなど適正に処理されたい。</p>			
講じた措置			
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 業務計画に掲げた数値目標に対しては、未達となっており、その目標達成率は、会議室等利用人数やトレーニング・フィットネスの各利用人数が相対的に低い状況にあります。 ただし、直接誘致などの営業活動の成果によって、施設利用料収入においては、目標に対して111.5%、前年対比102.0%という実績となっており、指定管理料が前年に比べて4,000千円少ない中で、スポーツツーリズムをテーマにした「トレイルランニング」という新たなイベントや地域スポーツの振興に繋げるためのバスケットボールのプロリーグの開催にも取り組み、収支計画での当期純利益目標をクリアしました。 なお、業務計画に掲げる数値目標の達成に向け、平成25年度には「稼働率アップ」のスローガンのもと中期的な視野に立った営業、誘致活動を全社的な取組と位置づけ、二見旅館の有志とのコラボレーション事業として「合宿プラン」を推進し、近畿エリアの大学への誘致訪問活動を実施いたしました。また会議室の利用促進においても専任担当者を配置して県内の利用可能性の高い企業、各種団体などを定期的に訪問し、継続的な活動を行っています。 今後も、目標達成に向け、平日の稼働率向上や積極的な自主事業開催に取り組んでまいります。</p>			
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 平成24年度における平均稼働率及び利用人数とも、目標数値には達していませんが、利用料金収入は前年度から増加し、目標を1割強上回り、平成24年度収支では4,506千円の黒字を計上しています。 このような状況をふまえ、今後も、安全で快適な施設環境の整備や、スポーツを通じたツーリズムの普及啓発などを通じて、指定管理者の稼働率や利用者数の向上のための取組を支援するなど、成果目標の達成に向けて指導・助言をしていきます。</p> <p>(3) 平成26年4月1日付けで基本協定書を変更し、軽微な修繕等については県の事前承認が不要となるよう規定を整備しました。</p>			

部局名	病院事業庁	団体名	公益社団法人地域医療振興協会				
公の施設名	三重県立志摩病院						
補助金等名	政策的医療交付金、経営基盤強化交付金、給与の特例措置交付金						
監査結果及び意見							
<p>(1) 平成 24 年度から指定管理者として運営を行っており、指定管理者制度移行前に比べ、入院機能、小児医療及び救急医療などにおいて診療体制の改善が認められる。</p> <p>しかしながら、平成 24 年度において 1 日平均外来患者数等については成果目標を達成したものの、延べ外来患者数等については目標を下回っているため、さらなる診療体制の充実を図ることなどにより、引き続き目標達成に向けた取組に努められたい。</p> <p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人情報保護</td> <td>○規程で定める職員研修及び監査が実施されていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	個人情報保護	○規程で定める職員研修及び監査が実施されていなかった。
項 目	内 容						
個人情報保護	○規程で定める職員研修及び監査が実施されていなかった。						
所管部局に対する意見							
<p>(3) 志摩病院が、今後とも地域の中核病院としての役割・機能を担えるよう、基本協定や業務報告等に基づきその運営状況を適時・的確に把握しながら、団体と十分に協力・連携することにより、地域医療の確保・推進に努められたい。</p> <p>(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p> <p>(5) 基本協定書において、県の債権である過年度未収金の納入方法を別に定める旨規定しているが、定められていないので、基本協定書に従い定められたい。</p>							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 常勤医師の配置については、平成 24 年 4 月の 24 名から、平成 25 年 4 月には 2 名を増加するなど充実を図ってきたところです。そうした中、平成 25 年度の成果目標に関しては、一日平均の入院患者数及び外来患者数は目標を達成しましたが、延べ外来患者数は土曜日診療を実施できていないことから未達成となっています。他に 1 か月平均救急患者数などが未達成ですが、救急患者数は前年度比で約 16%増加するなど、着実に回復を図っているところです。</p> <p>また、内科外来の完全紹介制を緊急時等において緩和を図るとともに、在宅患者の容体急変時にかかりつけ医からの要請に基づき迅速に受入れを行う仕組みについて地域の医師会等と連携構築しました。</p> <p>さらに、平成 26 年度には、医師を 6 名増加させ 32 名体制とするとともに、稼働病床数の増加や救急医療体制における受入時間の拡大など、診療機能の一層の拡充を図っているところです。</p> <p>今後も診療体制の一層の回復を図りながら、引き続き成果目標の達成に向けた取組を進め、地域の中核病院としての役割・機能を果たしてまいります。</p>							

(2)

項 目	対 応 状 況
個人情報保護	○ 個人情報保護に関する研修については、平成 25 年 11 月、12 月に実施した院内コンプライアンス研修の中で個人情報保護をテーマとした研修を実施しています。また、監査については平成 26 年度上半期中の実施に向け院内調整・準備を進めているところです。 今後は、規程に基づき個人情報保護に関する職員の知識・ノウハウを一層高めていける効果的な研修内容を検討しながら研修事業を進めるとともに、計画的な監査を実施していくことにより、院内における個人情報の適正な取扱いを確保していきます。

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

(3) 指定管理者と毎月実施している業務報告の聴き取りにおいて、管理業務の実施状況を詳細に把握しながら基本協定や当該年度の業務計画に位置づけた取組の着実な推進を要請するとともに、病院運営における諸課題の共有とその対応についての意見交換等を実施しているところです。さらに病院事業庁と指定管理者の代表者等が参加する「志摩病院管理運営協議会」(年 2 回開催)により、病院の管理運営状況や今後の取組方針等についてトップレベルでの確認・共有を図っています。こうした取組を通じて基本協定等に基づく病院機能の確保につなげていきたいと考えています。

(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項については、適切な事務処理を行うよう指導しました。
 なお、今後も業務報告など様々な機会を捉えて指導を行っていきます。

(5) 平成 26 年 1 月 7 日付で取扱要領を作成し、指定管理者と共有しました。

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	健康福祉部	団体名	社会福祉法人邦栄会
補助金等名	三重県施設開設準備経費助成等特別対策事業補助金、三重県老人保健福祉施設整備費補助金		
対象施設名	雅之園		
所管部局に対する意見			
<p>(1) 三重県補助金等交付規則において、交付申請書の提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。</p>			
講じた措置			
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(1) 交付要領の見直しを行い交付申請書の提出期限を定めました。また、平成26年度の補助事業者に対する事業説明会において、提出期限に関する規定について周知しました。</p>			

部局名	健康福祉部	団体名	一般社団法人桑名医師会
補助金等名	看護師等養成所運営費補助金、救急医療機関活動補助金、三重県救急医療情報システム応需促進補助金		
対象施設名	桑名看護専門学校		
所管部局に対する意見			
<p>(1) 三重県補助金等交付規則において、申請の取下げ期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。</p> <p>(2) 補助事業等状況報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。</p>			
講じた措置			
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(1) 申請の取下げ期限について、補助金交付要領において定めました。今後、事業の実施に際し補助事業者に明示します。</p> <p>(2) 補助事業等状況報告書に添付すべき書類について、補助金交付要領において定めました。今後、事業の実施に際し補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導します。</p>			

部局名	健康福祉部	団体名	社会福祉法人恩賜財団済生会明和病院
補助金等名	三重県地域医療再生事業補助金、医療施設整備費補助金、三重県新人看護職員研修事業費補助金		
対象施設名	社会福祉法人恩賜財団済生会明和病院		
所管部局に対する意見			
<p>(1) 補助事業の内容変更に係る軽微な変更の範囲が交付要領等で定められていないので、事務の簡素化の観点からも、当該補助金のように変更内容が軽微な場合については、変更申請を省略できるように軽微な変更の範囲を定め、補助事業者に明示することを検討されたい。</p> <p>(2) 補助金の単価について、誤った単価を補助事業者に対して通知していたので、交付要領等で適正に定め、補助事業者に明示されたい。</p>			
講じた措置			
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(1) 補助事業の内容変更に係る軽微な変更の範囲について、補助金交付要領において決めました。今後、事業の実施に際し補助事業者に明示します。</p> <p>(2) 補助金の単価について、補助金交付要領において適正に決めました。今後、事業の実施に際し補助事業者に明示します。</p>			

部局名	健康福祉部	団体名	社会福祉法人里山学院				
補助金等名	児童養護施設等整備費負担（補助）金						
対象施設名	里山学院						
監査結果及び意見							
<p>(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交付申請書に必要な書類の一部が添付されていなかった。 ○ 工事完了報告書が、交付要領に定める期限内に提出されていなかった。 </td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	補助金等事務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交付申請書に必要な書類の一部が添付されていなかった。 ○ 工事完了報告書が、交付要領に定める期限内に提出されていなかった。
項 目	内 容						
補助金等事務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交付申請書に必要な書類の一部が添付されていなかった。 ○ 工事完了報告書が、交付要領に定める期限内に提出されていなかった。 						
所管部局に対する意見							
<p>(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p> <p>(3) 交付要領等で特段の定めがないにもかかわらず、交付決定前の事業着手を認めていたので、事前着手を認める補助対象を規定することや交付決定時期を早めることを検討されたい。</p> <p>(4) 三重県補助金等交付規則において、交付申請書の提出期限及び申請の取下げ期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。</p>							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>対 応 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 改めて職員に対して、ご指摘のありました補助金交付申請書の添付書類（工事費費目別内訳書）の添付のほか、会計規程や関係規則・要領等を遵守し、適正な事務処理を行うよう注意喚起を行うとともに、平成 25 年度事業については、補助金交付申請書に工事費費目別内訳を添付し、遺漏のないよう取り組んでいます。 ○ 改めて職員に対して、ご指摘のありました工事完了報告書の提出期限の再確認のほか、会計規程や関係規則・要領等を遵守し、適正な事務処理を行うよう注意喚起を行うとともに、平成 25 年度事業については、工事完了報告書を期限内に提出し、遺漏のないよう取り組んでいます。 </td> </tr> </tbody> </table>				項 目	対 応 状 況	補助金等事務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改めて職員に対して、ご指摘のありました補助金交付申請書の添付書類（工事費費目別内訳書）の添付のほか、会計規程や関係規則・要領等を遵守し、適正な事務処理を行うよう注意喚起を行うとともに、平成 25 年度事業については、補助金交付申請書に工事費費目別内訳を添付し、遺漏のないよう取り組んでいます。 ○ 改めて職員に対して、ご指摘のありました工事完了報告書の提出期限の再確認のほか、会計規程や関係規則・要領等を遵守し、適正な事務処理を行うよう注意喚起を行うとともに、平成 25 年度事業については、工事完了報告書を期限内に提出し、遺漏のないよう取り組んでいます。
項 目	対 応 状 況						
補助金等事務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改めて職員に対して、ご指摘のありました補助金交付申請書の添付書類（工事費費目別内訳書）の添付のほか、会計規程や関係規則・要領等を遵守し、適正な事務処理を行うよう注意喚起を行うとともに、平成 25 年度事業については、補助金交付申請書に工事費費目別内訳を添付し、遺漏のないよう取り組んでいます。 ○ 改めて職員に対して、ご指摘のありました工事完了報告書の提出期限の再確認のほか、会計規程や関係規則・要領等を遵守し、適正な事務処理を行うよう注意喚起を行うとともに、平成 25 年度事業については、工事完了報告書を期限内に提出し、遺漏のないよう取り組んでいます。 						
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 団体の会計事務等について、今後、適正な処理を行うよう指導しました。</p> <p>(3) 事前着手を認める補助対象について、補助金交付要領において適正に決めました。また、今後は、できるだけ交付決定を早くするよう努めます。</p> <p>(4) 交付要領の見直しを行い、交付申請書の提出期限及び申請の取下げ期限を決めました。今後、事業の実施に際し、補助事業者に明示します。</p>							

部局名	環境生活部	団体名	学校法人享栄学園
補助金等名	私立高等学校等振興補助金、私立高等学校等入学金補助金、私立高等学校等授業料減免補助金、私立学校人権教育推進補助金		
対象施設名	鈴鹿高等学校、鈴鹿中学校		
所管部局に対する意見			
(1) 補助事業等状況報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。			
講じた措置			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置] (1) 平成 25 年度に事務処理要領を改正し、状況報告書の提出と添付書類を規定して補助事業者に明示したうえで、取扱要領に基づき状況報告書の提出をするよう補助事業者を指導し、期限までに書類を受領しました。			

部局名	環境生活部	団体名	学校法人高田学苑
補助金等名	私立高等学校等振興補助金、私立高等学校等入学金補助金、私立高等学校等授業料減免補助金、キャリア形成訪問指導事業費補助金		
対象施設名	高田高等学校、高田中学校		
所管部局に対する意見			
(1) 補助事業等状況報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。			
講じた措置			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置] (1) 平成 25 年度に事務処理要領を改正し、状況報告書の提出と添付書類を規定して補助事業者に明示したうえで、取扱要領に基づき状況報告書の提出をするよう補助事業者を指導し、期限までに書類を受領しました。			

部局名	農林水産部	団体名	三重県農業会議
補助金等名	農業会議手当等負担金及び農業会議費補助金		
対象施設名	三重県農業会議		
所管部局に対する意見			
<p>(1) 交付要領等で特段の定めがないにもかかわらず、交付決定前の事業着手を認めていたので、事前着手を認める補助対象を規定することや交付決定時期を早めることを検討されたい。</p> <p>(2) 三重県補助金等交付規則において、申請の取下げ期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。</p> <p>(3) 交付要領等で補助対象経費が明確になっていないものがあつたので、補助対象経費を明確かつわかりやすく規定し、補助事業者に明示されたい。</p>			
講じた措置			
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(1) 平成 26 年 4 月 1 日制定の担い手育成課関係補助金等交付要領に事前着手を認める規定を定めました。</p> <p>(2) 平成 26 年 4 月 1 日制定の担い手育成課関係補助金等交付要領第 6 に申請取下げ期限を交付決定から 15 日以内とする規定を設けました。</p> <p>(3) 平成 26 年 4 月 1 日付けで農業会議手当等負担金に係る経費の取扱い規定を定めました。</p>			

部局名	農林水産部	団体名	伊賀市農業再生協議会				
補助金等名	農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金						
対象施設名	伊賀市農業再生協議会						
監査結果及び意見							
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>○補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	補助金等事務	○補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
項 目	内 容						
補助金等事務	○補助事業等状況報告書が提出されていなかった。						
所管部局に対する意見							
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。							
(3) 補助事業等状況報告書の提出期限について、国への提出期限をふまえて見直されたい。							
講じた措置							
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]							
(1)							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>対 応 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>○ 平成 25 年度より補助事業等状況報告書の提出を適正に実施しました。</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	対 応 状 況	補助金等事務	○ 平成 25 年度より補助事業等状況報告書の提出を適正に実施しました。
項 目	対 応 状 況						
補助金等事務	○ 平成 25 年度より補助事業等状況報告書の提出を適正に実施しました。						
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]							
(2) 補助事業等状況報告書の提出について各団体に対して徹底しました。引き続き適正な事務処理を行っていきます。							
(3) 事務取扱要領を国への提出期限をふまえて改正し各団体に通知し、補助事業等状況報告書の提出期限について徹底しました。今後とも適正な事務処理を実施していきます。							

部局名	農林水産部	団体名	伊賀市鳥獣害対策協議会
補助金等名	鳥獣被害防止総合対策事業費補助金		
対象施設名	伊賀市鳥獣害対策協議会		
監査結果及び意見			
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目		内 容	
経理事務	○団体の会計処理規程に定められている出納閉鎖後に、収入・支出事務が行われているものがあつた。		
補助金等事務	○交付申請書や補助事業等状況報告書などの提出書類に、金額や交付決定日等の記載誤りがあつた。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
(3) 三重県補助金等交付規則において、交付申請書の提出期限及び申請の取下げ期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。			
(4) 補助事業等状況報告書の提出期限について、国への提出期限をふまえて見直されたい。			
(5) 変更交付決定の交付決定日や文書番号に記載誤りがあつたので、適正な事務処理に努められたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目		対 応 状 況	
経理事務	○ 収入・支出事務については、早期の金額徴収や支払いを行い、適正な会計処理が行われるよう、周知・徹底を行いました。なお、平成 25 年度については、適切に処理が行われています。		
補助金等事務	○ 改めて提出書類の記載内容の精査を徹底するとともに、以降は誤りのないようにしています。なお、平成 25 年度については、適切に処理が行われています。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 会計処理について、事務処理上改善を要する事項については、適切な事務処理を行うよう指導しました。また、以降の会計処理の状況等について、適切な事務処理が行われるよう必要に応じて状況の確認を行うとともに、指導、助言等を行います。			
(3) 平成 26 年 4 月 1 日付けで補助金交付要領の改正を行い、交付申請書の提出期限及び申請の取下げ期限を別途定め、補助事業者に明示しました。			
(4) 平成 26 年 4 月 1 日付けで補助金交付要領の改正を行い、補助事業等状況報告書の提出期限を国への提出期限に合わせて見直しました。			
(5) 改めて文書の記載内容の精査を徹底し、以降は誤りなく適正な事務を行うようにしています。なお、平成 25 年度については、適切に処理が行われています。			

部局名	雇用経済部	団体名	三重県職業能力開発協会
補助金等名	技能向上対策費補助金		
対象施設名	三重県職業能力開発協会		
監査結果及び意見			
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項目	内 容		
備品管理	○補助対象備品について、規程に基づく管理が適正に行われていないものがあった。		
補助金等事務	○補助金の確定額に影響はなかったが、実績報告時に補助対象経費の計上誤りがあった。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
(3) 交付決定に補助対象外の経費が対象経費として記載されていたので、適正な事務処理に努められたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項目	対 応 状 況		
備品管理	○ 備品管理において、技能検定試験実施事業所等保管の技能検定試験架台等で毎年度末の備品状況点検が行われていないものが一部あったので、平成25年度末までに現地確認又は保管場所となっている事業所等からの聴き取りにより点検を行いました。今後は事業所等保管備品の管理にあたりチェック表を活用するなど規程に基づき適正に管理を行います。 なお、備品は形状・用途によって困難または不可能な場合をのぞいては、固有番号を備品に表示して管理しています。		
補助金等事務	○ 時間外勤務手当の率の適用に誤りがあったため、戻入、追給により正当な額に是正処理しました。 なお、平成25年度分においても規定に基づいた正当な額で算出し事務処理を行いました。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項については、適切な事務処理を行うよう指導しました。今後も、事務処理が適切に行われるよう指導を行います。			
(3) 指摘の事項については、平成25年度の交付決定では是正していたところですが、今後もこうした誤りがないよう細心の注意を払い、適切な事務処理を行ってまいります。			

部局名	雇用経済部	団体名	キクカワエンタープライズ株式会社
補助金等名	緊急経済対策設備投資促進補助金		
対象施設名	キクカワエンタープライズ株式会社		
所管部局に対する意見			
(1) 三重県補助金等交付規則において、申請の取下げ期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。			
講じた措置			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置] (1) 当補助金については、平成24年3月31日までの認定が条件であり、それ以降認定されている事業はありません。今後、新たな補助金制度を制定する際には、関係規定との整合性を図ります。			

部局名	地域連携部	団体名	「美し国おこし・三重」実行委員会
補助金等名	「美し国おこし・三重」実行委員会負担金		
対象施設名	「美し国おこし・三重」実行委員会		
所管部局に対する意見			
(1) 三重県補助金等交付規則において、交付申請書の提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。			
講じた措置			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置] (1) 「美し国おこし・三重」実行委員会負担金交付要領を改正し、交付申請書の提出期限を定めました。			